

ショートステイ 名立ひなさき 運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 社会福祉法人 えちご府中会が設置運営するショートステイ 名立ひなさき（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護（以下「短期入所生活介護サービス」という。）及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護（以下「介護予防短期入所生活介護サービス」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にあり、居宅における生活に一時的に支障が生じた高齢者（以下「利用者」という。）に対し、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下「短期入所生活介護サービス等」という。）を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう短期入所生活介護サービス等を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 短期入所生活介護サービスの事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防短期入所介護サービスの事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

8 前7項のほか、「新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成27年3月31日新潟県条例第22号）、「上越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成30年2月26日上越市条例第5号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（短期入所生活介護サービスと介護予防短期入所介護サービスの一体的運営）

第3条 短期入所生活介護サービスと介護予防短期入所介護サービスの提供は、同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ショートステイ 名立ひなさき
- (2) 所在地 新潟県上越市名立区名立大町 4174 番地

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は10名とする。

2 ユニットの数及びユニットごとの利用定員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ユニット数 1 ユニット
- (2) ユニットごとの利用定員 10名
- (3) 前項に定めるほか、併設する地域密着型介護老人福祉施設の入居定員の範囲内において、入院等をした入居者の居室を利用して、短期入所生活介護サービス等を提供できるものとする。

第2章 従業者の職種・員数及び職務の内容

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第6条 事業所の従業者の職種・員数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、基準省令の規定を順守させるために必要な指揮・命令を行う。
- (2) 医師 必要な数
利用者の健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 必要な数
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、本人、家族に対する適切な相談支援業務（必要な助言、その他の援助を含む）を行う。
- (4) 介護職員 3名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護・支援等の業務を行う。
- (5) 看護職員（看護師・准看護師） 1名以上
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 栄養士又は管理栄養士 必要な数
利用者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行う。
- (7) 機能訓練指導員 必要な数
利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 事務員 必要な数
庶務及び会計事務を行う。
- (9) その他 必要な数

2 前項第2号、第3号、第6号及び第7号については、併設する地域密着型介護老人福祉施設に勤務する従業者の配置によるものとする。但し、必要に応じて従業者の配置を行う場合がある。

3 空床型については、第1項の定めにかかわらず併設する地域密着型介護老人福祉施設に勤務する従業者の配置によるものとする。

第3章 短期入所生活介護サービス等の内容及び利用料その他の費用の額

（短期入所生活介護サービスの取扱方針）

第7条 短期入所生活介護サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。

2 短期入所生活介護サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

- 3 短期入所生活介護サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行わなければならない。
 - 4 短期入所生活介護サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
 - 5 事業所の従業者は、短期入所生活介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
 - 6 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する
- 尚、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 8 事業所は、自らその提供する短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護予防短期入所生活介護サービスの取扱方針）

- 第8条 介護予防短期入所生活介護サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 事業所は、自らその提供する介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図るものとする。
 - 3 事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たるものとする。
 - 4 事業所は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めるものとする。

5 事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めるものとする。

6 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する

尚、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（介護）

第9条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術を持って行うものとする。

2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者の入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができるものとする。

4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 事業所は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。

8 事業所は、利用者に対し、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第 10 条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 11 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(機能訓練)

第 12 条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 13 条 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(利用料及びその他の費用等)

第 14 条 利用料及びその他の費用については、別に定める料金表の金額とし、あらかじめ利用者又はその家族等に対し説明をし、同意を得るものとする。

2 利用料及びその他の費用の変更については、別に定められている算定方法により所定の手続きを経て行う。

第 4 章 通常の送迎の実施地域

第 15 条 通常の送迎の実施地域は上越市・糸魚川市の自動車で片道概ね 30 分以内の地域とする。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項の説明)

第16条 サービス利用の開始に当たっては、利用者及びその家族等に対し、別に定めるサービス利用に当たっての留意事項について文書によって説明をし、同意を得るものとする。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第17条 従業者は、現に短期入所生活介護サービス等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

4 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第18条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第20条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(利用者に関する市町村への通知)

第21条 事業所は、短期入所生活介護サービス等の利用を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所生活介護サービス等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(苦情処理)

第22条 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 事業所は、提供した短期入所生活介護サービス等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(事故発生時の対応)

第 23 条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(地域との連携)

第 24 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供した短期入所生活介護サービス等に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(秘密保持等)

第 25 条 事業所は、従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(記録の整備)

第 26 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービス等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 短期入所生活介護計画、介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 短期入所生活介護サービス等を提供した際の具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 7 条第 6 項及び第 7 条第 7 項に規定する身体的拘束等の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 21 条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 第 22 条に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 23 条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(掲示)

第 27 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(協力病院)

第 28 条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

(暴力団等の排除)

第 29 条 事業所は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 29 日新潟県条例第 23 号）第 3 条に規定する基本理念にのっとり、同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 30 条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 9 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。